第８章　相談・要望

1　法務省の人権擁護機関に対して相談したい事項

法務省の人権擁護機関に対し、人権問題について相談したい事項については、全体の約2割に当たる人から、「近隣住民等からのいやがらせ」（163件）、「通行人からの暴力」（154件）等の人権問題について相談したいとの回答があった。（表42）

表42　問42　法務省の人権擁護機関（法務局・人権擁護委員）においては、人権問題についての相談に応じていますが、どのような事項について相談したいですか。あてはまるものをすべて選んでください。

（複数回答）	件数	回答%	ケース%
1. 近隣住民等からのいやがらせ	163	7.9	8.2
2. 通行人からの暴力	154	7.4	7.8
3. 債権者等からのいやがらせ	21	1.0	1.1
4. 家族の問題	38	1.8	1.9
5. その他	126	6.1	6.4
6. 特にない	1,568	75.7	79.2
有効回答数	2,070	100.0	104.5
有効回答者数	1,981	96.7	
無回答	68	3.3	
合計	2,049	100.0	

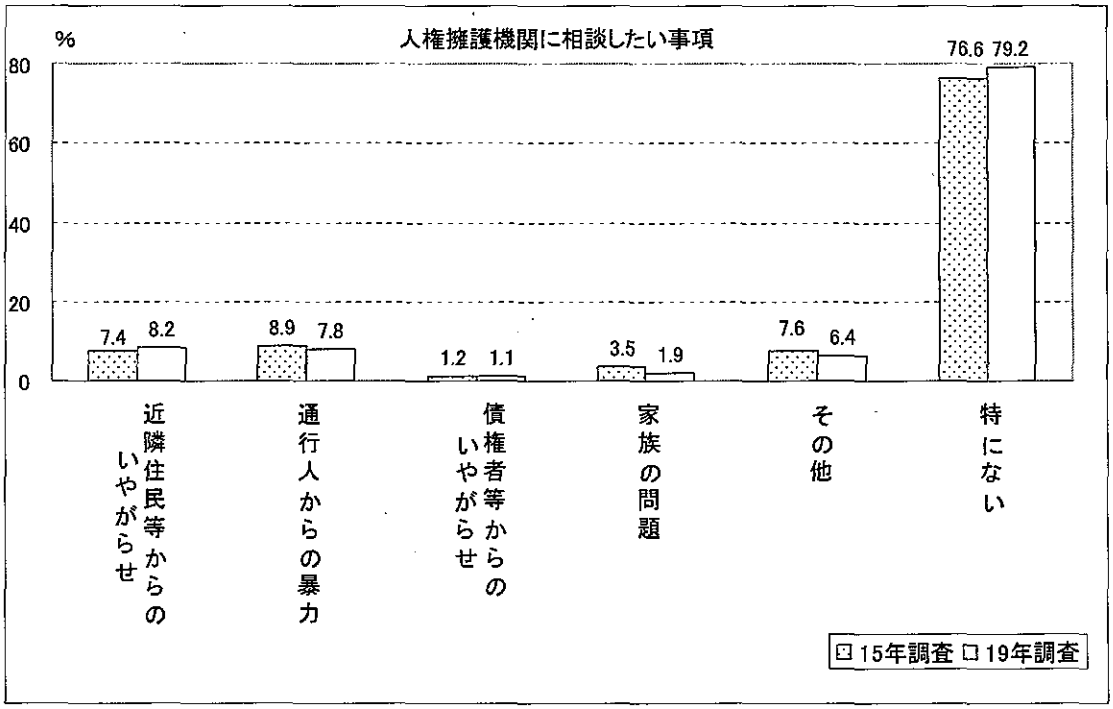

2　行政への要望・意見

行政への要望・意見については、「住居関連」が552件(45.1%)と最も多く、次いで「仕事関連」が463件(37.8%)なっている。(表43)

表43　問43　行政へ何か要望・意見はありますか。

(複数回答)	件数	回答%	ケース%
1. 仕事関連	463	22.0	37.8
2. 住居関連	552	26.2	45.1
3. 健康関連	223	10.6	18.2
4. 食事関連	192	9.1	15.7
5. その他の生活関連	223	10.6	18.2
6. その他	456	21.6	37.2
有効回答数	2,109	100.0	172.2
有効回答者数	1,225	59.8	
なし・無回答	824	40.2	
合計	2,049	100.0	

